

生駒市商業新規出店チャレンジ応援事業補助金 Q & A

【補助金の申請について】

Q1. 本事業は国や都道府県・市町村の補助金等との併用はできますか。

同内容の補助を他から受けることはできません。

項目が重複する場合は、該当項目を除外して申請してください。

他の補助金がこの補助金と併用できるかは、申請先にご確認ください。

対象の建築物が商業エリア以外にまたがる場合は、市役所商工観光課までご相談ください。

Q2. 申請はいつまでですか。

・令和5年10月31日(火)までに商工観光課窓口へ交付申請書類を提出してください。

・なお、期限までに提出のあった申請書をいっせいに審査し、交付対象事業を決定します。他者の申請状況や交付に見込み等について事前の回答はできませんのでご注意ください。

Q3. 本事業への申請回数に制限はありますか。

本補助金の申請は、1事業者につき1回までです。

【提出書類について】

Q4. 申請に必要な事業計画書(別紙)とはどのようなものでしょうか。

交付決定の基準となる審査は提出書類を元に行います。審査基準の項目及び「生駒市商業新規出店チャレンジ応援事業計画書(別紙)【例】」を参考に作成してください。

【補助対象について】

Q5. 補助金の申請前に事業を始めています。申請できますか。

令和5年4月1日以降に賃借契約又は売買契約を締結し開業した事業については、申請対象とします。ただし補助対象経費は交付決定後に要した費用のみです。詳しくは「補助対象期間」をご覧ください。

Q6. すでに生駒市内で事業をしている者です。二店舗目を開業しようと思っておりますが、補助金の対象になりますか。

今ある店舗を閉店し、同種の店舗を開業する移転でなければ、補助金の申請対象となります。

Q7. 事業所内で管理事務所など補助対象外の事業をしてもいいか。

その事業所で行う主たる事業が補助対象となる事業であれば、補助金の申請対象となります。ただし、補助対象外の事業にかかる経費は補助対象外です。

Q8. 生駒市民でなくても申請できますか。

市民の方でなくても申請できます。

Q9. 店舗の従業員用の設備を改修する費用は対象になりますか。

補助金の主たる目的は販売やサービスを提供する設備に対しての補助を行うことですので、従業員に対する設備は、販売やサービスを提供するために最低限必要な範囲に限り対象とします。

Q10. 対象経費の「ファサード工事」とは何ですか。

開業に必要な店舗の外観工事のことを言います。

Q11. 対象となる「給排水設備、電気、空調、ガス配管の工事費」と、対象とならない「水道、電気、ガスの引き込み工事費」の違いは何ですか。

対象となる「給排水設備、電気、空調、ガス配管の工事費」は店舗の敷地内で、店舗部分に水道・電気・ガスを供給するため配管を整備する工事費のことであり、

対象とならない「水道、電気、ガスの引き込み工事費」は本管がある公道から店舗敷地内まで水道、電気、ガスを引き込むための工事費となります。

【審査基準について】

Q12. 審査基準の「市外からも広く集客が見込める事業である」とはどのようなものですか。

行おうとしている事業が、市内のみならず、市外からの来訪も見込めるような集客力の強いものであることです。

Q13. 審査基準「エリアの活性化につながる」とはどのようなものですか。

申請される方が開業する店舗が、そのエリア全体の集客にも寄与するものであることです。

【交付決定後について】

Q14. いつまでに事業を完了すればいいですか。

令和6年3月31日までに下記の業務を完了させていること。

- ・開店し、客の受け入れ・販売やサービスの提供をしている状態にする。
- ・補助対象事業に対する支払いをすべて完了している。
- ・生駒市に実績報告書を提出する。

その後市が完了の検査を行いますので、3月27日までに実施ができない場合は、事前に市に相談してください。

Q15. 補助金の支給はいつになりますか。

事業の完了後（補助対象事業の実施と支払が終わった後）実績報告を提出していただきます。交付の確定通知を市が交付しますので、交付の金額にて請求書を市に提出してください。請求書の提出後1か月程度で支給します。

Q16. 当事業で改修した設備は処分(廃棄や売却など)してもいいのでしょうか。

当事業で取得したものを減価償却の耐用年数の期間内に処分する場合は、市に届け出て承認を得てください。